

## 郡山市方部民生委員推薦準備会設置要綱

平成元年6月1日制定  
平成11年4月1日一部改正  
平成12年6月7日一部改正  
平成20年1月30日一部改正  
平成22年5月21日一部改正  
【保健福祉部社会福祉課】

### (設置)

第1条 郡山市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）における民生委員推薦を円滑にするとともに、地域の実情に即した、民生委員に適格な候補者を推薦するため、方部民生委員協議会ごとに郡山市方部民生委員推薦準備会（以下「方部準備会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 方部準備会は、委員15人以内で組織する。ただし、推薦会委員長が必要と認めた場合は15人を超えることができる。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから推薦会委員長が委嘱する。

- (1) 民生委員協議会会長
- (2) 自治連合会等の代表
- (3) 社会福祉関係団体の代表
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても、推薦会委員長は、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (3) 第2項に定める役職を失った場合

6 民生委員（第2項第1号から第3号までに掲げる者を除く。）は、方部準備会の委員になることはできない。

### (委員長及び副委員長)

第3条 方部準備会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、方部準備会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 方部準備会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、非公開とし、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 方部準備会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 委員は、自己又は親族の推薦に関する議事について、これに参加することはできない。

(候補者の内申)

第5条 委員長は、方部準備会において決定された候補者を郡山市民生委員・児童委員候補者選任要領に規定する内申調書により、速やかに推薦会委員長に内申するものとする。

(庶務)

第6条 方部準備会に委員の互選により書記を置く。

2 書記は、方部準備会の庶務を処理する。

(負担金)

第7条 市長は、一斉改選時において、1方部準備会当たり **30,000** 円を交付する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、方部準備会の運営に関し必要な事項は、委員長が方部準備会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 **11** 年4月1日から施行する。ただし第2条第6項の規定は平成 **13** 年6月1日付の改選にかかるものから適用する。

附則

この要綱は、平成 **12** 年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成 **20** 年1月 **30** 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 **22** 年5月 **21** 日から施行する。